

請願番号	請願第15号	受理年月日	平成20年12月5日
請願の件名	<p>(要旨)</p> <p>障害者権利条約早期批准を求める意見書提出についての請願(理由)</p> <p>2001年1月、第56回国連総会において、障害者の権利と尊厳の推進と保護に関する包括的かつ全面的な国際条約に関する決議が採択されました。その後、8回に及ぶ国連障害者の権利条約特別委員会が開催され、2006年12月13日、日本国も署名した「障害者権利条約」が国際連合総会で可決されました。その後、世界の20カ国以上がこの条約を批准したことで、2008年5月3日に効力を持つことになりました。</p> <p>この条約は、障害者のために新しい権利を作り出すものではなく、人としてあたりまえの権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認め、障害者が社会の一員として尊厳をもって生活することを目的としたものです。</p> <p>その一例として、この条約には「合理的配慮」という考え方を取り入れています。これは、障害者が障害のない人と实际的に平等な機会を保障されるためのものです。例えば、条約では、障害者であることを理由で雇用しないという差別を禁止しています。同時に「合理的配慮」を行うことで、障害者が仕事できる環境をつくること(段差をなくす、手話をつかうなど)を義務づけています。また、選挙権についても、投票所がバリアフリーでないと実質的に権利を行使することができないので保障することができません。ここでも合理的配慮が必要になります。</p> <p>このように、健常者にあたりまえに保障されている権利を、障害者にも平等に保障している条約なのです。逆に言えば、障害者に特別の権利を与えるものではないのです。</p> <p>障害者の権利や差別に対して、具体的に定義したこの「国連障害者権利条約」が効力を得たことで、日本国内においても、障害当事者や家族、関係者からの条約批准と、それに伴う国内法規の改善要望が強いにも拘らず、日本国は批准に向け速やかな対応をしているようには思えません。</p> <p>よって、国会及び政府においては、「障害者権利条約」の早期批准と、この条約の趣旨を尊重した内容への国内法規の整備と改善を早急に行うことを強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「障害者権利条約」の趣旨を尊重した国内法規の整備と改善を各省庁は速やかに行うこと。</p>		

	2 上記達成後、早急に「障害者権利条約」を批准すること。
紹介議員	中村 幸一
摘要	